

玉野市教育委員会会議傍聴上の留意事項

玉野市教育委員会会議は、玉野市教育委員会会議規則及び玉野市教育委員会会議傍聴人規則の定めるところにより公開いたします。

会議傍聴上の留意事項は、次のとおりですので、よく読んでください。

1 会議の公開

会議は原則として公開ですが、次のいずれかに該当する議題で、出席者の3分の2以上の多数で非公開とすることを議決した議題は、非公開となります。

- (1) 人事に関する事。
- (2) 争訟に関する事。
- (3) 個人及び団体の顕彰に関する事。
- (4) 個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項
- (5) 市長又は議会への意見の申出その他の関係機関との協議を必要とする事項
- (6) 会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある事項

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望される方は、準備の都合上、会議開催日前日までに教育総務課へご連絡ください。
- (2) 会議室のスペースの制約上、傍聴人数は5名までとします。人数が多い場合は先着順とします。ただし、報道機関に所属する方で教育長が認めた場合は、定められた傍聴人数とは別に傍聴することができます。
- (3) 会議開催前に、自己の住所、氏名、職業等を所定の会議傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に着席ください。(報道機関の方は名刺可)

3 傍聴できない方

次のいずれかに該当する場合は、傍聴を禁止します。

- (1) 酒に酔っていると認められる場合
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合
- (3) その他教育長において傍聴を不相当と認める場合

教育長が必要があると認めるときは、傍聴を制限することがあります。

4 傍聴される方に守っていただきたいこと

傍聴される方は、静粛にし、次のことを守らなければいけません。

- (1) 教育長の許可なく会議場での撮影、録画、録音はしないこと。(報道機関に所属する方も事前に許可を得てください。)
- (2) みだりに傍聴席を離れないこと。(原則として一度退出すると再入室できません。)
- (3) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (5) 飲食、喫煙をしないこと。
- (6) 帽子をかぶらないこと。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

5 違反に対する措置及び退場

上記に違反したときは、直ちにその行為を中止させますが、それに従わないときは、当該傍聴人を退場させます。

上記退場を命じられた場合や、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければなりません。

6 その他

携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定してください。

非公開案件以外で、会議室を退室された場合は、再度の入室できませんのでご了承ください。